



2026 年 7 月 22 日

各 位

会社名 株 式 会 社 パ ソ ナ グ ル ー プ
代表者名 代表取締役会長 CEO 若本 博隆
(コード番号 2168 東証プライム)
問合せ先 副社長執行役員 CFO 仲瀬 裕子
(TEL. 03-6734-0200)

株主提案に関する書面受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 28 日開催予定の第 19 期定時株主総会（以下、「本総会」）における議案について、株主提案（以下、「本株主提案」）を行う旨の書面を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

Mercury AIFLNP V.C.I.C Ltd

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

特定の株主（創業家株主）からの自己株式取得の件

(2) 議案の内容及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主様から提出された本株主提案の内容を原文のまま掲載しております。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案の議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

本議案は、18,261,937 株の当社株式（以下、「対象株式」といいます。）を保有する南部靖之氏及び株式会社南部エンタープライズ（以下、「対象株主様」と総称します。）から、対象株式を自己株式取得することを求めるものです。

本議案の根拠となる会社法第 160 条は、特定の株主からの自己株式取得を行うことを意図した手続きを行う場合に、株主総会の特別決議による承認を要求する規定であり、提案株主様が、一部の株主を排除するために当社に自己株式取得のための通知を行うよう強制するといった手法は、会社法第 160 条の趣旨にそぐわない手法です。

また、本議案が承認された場合であっても、対象株主様には、対象株式を譲渡する義務はありません。そして、対象株主様からは、対象株式を当社に譲渡する意向はないとの意思表示をいただいております。そのため、本議案が、本総会で承認された場合であっても、当社は対象株式を取得することはできず、本議案は実質的には全く意味のない議案となります。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(別紙「本株主提案の内容」)

*提案株主様から提出された本株主提案の内容を原文のまま記載しております。

I. 提案する議題

特定の株主（創業家株主）からの自己株式取得の件

II. 提案の内容及び提案の理由

[提案の内容]

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式の数

18,261,937 株を上限とする。このうち、南部靖之氏から取得する株式は 14,897,337 株を上限とし、株式会社南部エンタープライズから取得する株式は 3,364,600 株を上限とする。

(3) 取得と引換えに交付する金銭等の内容

金銭

(4) 取得と引換えに交付する金銭等の総額

取得と引換えに交付する金銭等の総額を計算するにあたり、1 株当たり取得価額は、次の (ア) 及び (イ) のいずれか低い方の金額とする。

(ア) 本総会の開催日の前日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の最終価格。

当該日に売買取引がない場合又は当該日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格とする

(イ) 各取得に係る契約を締結する日の前日における同市場の当社の普通株式の最終価格。当該日に売

買取引がない場合は、同日に先立って直前に売買取引が成立した日の最終価格とする

取得と引換えに交付する金銭等の総額の上限は、(ア) に定める価格に取得する株式の数を乗じた金額とする（各取得の 1 株当たり取得価額が (ア) を下回る場合、実際の取得総額は当該上限額を下回る。）。

但し、上記により算定した金額が、各取得が効力を生ずる日における会社法 461 条に定める分配可能額を上回る場合には、当該分配可能額を、取得と引換えに交付する金銭等の総額の上限とする。

(5) 株式を取得することができる期間

本総会の終結の日から 3 か月を経過した日から、本総会の終結の日から 1 年を経過する日の前日までとする。但し、本総会の終結後最初に開催される定時株主総会の開催日の前日がこれより早く到来する場合は、当該前日までとする。

(6) 取得する相手方

南部靖之氏及び株式会社南部エンタープライズ（以下「創業家株主」という。）

（７）失効条件

当社が、本総会の終結の日から３か月以内に、取締役会の決議によりファミリーガバナンスに関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、かつ、これをコーポレート・ガバナンスに関する報告書、適時開示情報又は当社ウェブサイトのいずれかにより開示した場合には、本決議に基づく授権はその効力を失う。

基本方針には、少なくとも以下に掲げる事項のすべてを含むものとし、これらの事項のすべてを含む開示がされない限り、本号の失効条件は成就しないものとする。

（ア）代表取締役の選定及び取締役候補者の指名の客観性の確保に関する事項。代表取締役の選定及び取締役候補者の指名を、あらかじめ定めた選定基準に基づいて行い、特定の株主又はその関係者の意向のみによって決定しない旨を含む。

（イ）南部靖之氏、その近親者（二親等内の親族をいう。）又は南部靖之氏及びその近親者が議決権の過半数を保有する法人その他の団体（資産管理会社及び信託を含む。以下これらを総称して「南部ファミリー」という。）に対し、南部ファミリーによる議決権の行使、当社の経営への関与及び当社株式の保有に関する方針の有無及び内容を確認し、その確認結果を開示すること。この場合において、回答を得られなかった事項があるときは、その旨及びその理由を開示するものとする。

（ウ）代表取締役その他の重要な経営の責任者の後継者計画

（エ）南部ファミリーが存在することに伴う少数株主の保護の方策

（オ）経済産業省（以下「経産省」という。）が公表する「ファミリーガバナンス・ガイダンス チェックリスト」又はこれに準ずる合理的な様式に基づく当社のファミリーガバナンスに関する自己評価の結果

なお、当該失効条件は、株主総会の権限である自己株式取得の授権について株主総会自身が解除条件を付すものであり、取締役会の業務執行を拘束するものではない。

また、各取得において取得の相手方に株式１株と引換えに交付する金銭等の額は、会社法 161 条及び会社法施行規則 30 条 1 号により算定されるものを超えないため、取得の相手方以外の株主には、会社法 160 条 2 項及び 3 項による売主追加議案の請求権は生じない。

加えて、本議案は、会社法 156 条 1 項及び 160 条 1 項に基づき特定の株主から自己株式を取得することを内容とするものであり、会社法 309 条 2 項に定める特別決議を要する。また、本議案における取得の相手方（南部靖之氏及び株式会社南部エンタープライズ）は、会社法 160 条 4 項に基づき、本議案について議決権を行使することができない。

〔提案の理由〕

本議案は、創業家株主による当社への影響力を踏まえ、透明性向上と少数株主保護を企図するものです。そして、当社が３か月以内に所定の方針を開示しなければ、創業家株主から株式を取得することができる旨を定めるものです。なお、取得価額にプレミアムは付さず、他の株主の売却機会を害することはありません。

創業家株主は当社議決権の約 48%を保有し、創業家出身者も取締役です。当社は指名・報酬委員会を設

置していますが、中尾社長の就任は公表予定日の2日前に南部氏より口頭で告げられたと報道され、選定の客観性に懸念があります。これは経産省の「ファミリーガバナンス・ガイドンス」が示す構造的リスクだと解されます。当社の総株主利回りは南部氏の退任が発表された2025年4月14日から2026年6月22日までに21%下落し対TOPIXで89ポイント劣後、PBRは0.43倍と、株主利益は著しく毀損されています。



キャンペーンサイト

以上